

京都大学立看板規程第 11 条の運用について (2)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019 年 6 月 24 日）

わざわざ「教育推進・学生支援部厚生課に相談」（「京都大学立看板規程第 11 条の運用について」に対するご返答より）する必要がないように要望したにもかかわらず、「立看板規程第 11 条に基づき立看板を設置しようとする場合は、教育推進・学生支援部厚生課に相談してください。」（これで全文）などという返答が送られてきたことにつきましては非常に失望しました。何も私は要望を必ず通せと言っているわけではなく、それがかなわないのであればその理由を説明していただきたいと申し上げたのに対し、全く何の言及もなく完全に無視した文章を返されたことに困惑しております。本当に優秀なる京大職員の方々が 3 部 3 課連名で書かれたものなのか、非常に疑わしく感じました。立看板規程第 11 条に関する問い合わせがあると自動的にこのような文章を出力するプログラムでも組んでおられるのでしょうか。

「京都大学立看板規程第 11 条の運用について」の 3 つの要望が実現できない理由を説明願います。万が一にも説明できないのであれば、説明できない理由を説明願います。

【回答】（回答日：2019 年 7 月 12 日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

先のご投稿への回答（投稿日 2019 年 5 月 17 日、回答日 2019 年 6 月 20 日）のとおりです。立看板規程第 11 条に基づき立看板を設置しようとする場合は、教育推進・学生支援部厚生課に相談してください。